

「海洋産業振興プロジェクトの運用業務」事業者募集要領

(公募型プロポーザル)

1. 案件名称

海洋産業振興プロジェクトの運用業務

2. 業務内容に関する事項

(1) 経緯と目的

神戸市は、海洋産業を振興するため、海外の先進事例や神戸の地域特性、既存産業の持つポテンシャル等を踏まえ、令和2年度に10年後の目指すべき姿「海洋産業振興に向けたロードマップ」(ロードマップ)と3年間の実行計画を策定し、「知の集積」をキーワードとした取り組み「海洋産業振興プロジェクト」を推進している。

令和3年度においては、ネットワーク構築やマッチングイベント・セミナー開催、神戸の海を舞台にした個別のプロジェクト、HPリニューアル等、様々な事業を展開しながら、ロードマップ掲げた「知の集積」を目指し海洋産業の振興に取り組んできた。

令和4年度については、これらの取り組みを継続していく一方、特にこれまで十分に取組みなかった神戸市内企業へのアプローチとネットワークづくりや、海洋産業関連の最新動向等の情報収集等を強化することで、「知の集積」を加速させる取り組みを実行していく必要がある。

(2) 業務概要

主に神戸市内企業(以下、市内企業)を対象とし、海洋産業分野における個別調査・ネットワーク構築、ビジネスにつながるようなイベントを実施するとともに、海洋産業関連の最新動向等の情報収集・情報発信支援を行う。

(別紙「仕様書」のとおり)

(3) 事業規模(契約上限額)

金12,000千円(消費税及び地方消費税を含む)

(4) 契約期間

契約締結日から令和5年3月31日(金)までとする。

(5) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3. 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定、本募集要領及び本市の「委託契約約款」に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4. 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当しないこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当するもの
- (2) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）18 条もしくは第 19 条の規定により破産手続き開始の申立てがなされているもの
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更正手続き開始の申立てがなされているもの
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続き開始の申立てがなされているもの
- (5) 国税（法人税及び消費税）及び地方税を滞納しているもの
- (6) 神戸市指名停止基準要綱（平成 6 年 6 月 15 日市長決定）に基づく指名停止の措置を受けているもの
- (7) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成 22 年 5 月 26 日市長決定）に基づく暴力団等に該当するもの
- (8) 代表者及び役員に破産者又は禁固以上の刑に処されている者がいる法人

5. スケジュール

- | | |
|-------------------|------------------------|
| (1) 公募開始 | 令和 4 年 4 月 27 日（水） |
| (2) 参加申請関係書類の提出期限 | 令和 4 年 5 月 25 日（水）17 時 |
| (3) 質問受付締切 | 令和 4 年 5 月 25 日（水）17 時 |
| (4) 質問に対する回答 | 令和 4 年 5 月 31 日（火） |
| (5) 企画提案書の提出期限 | 令和 4 年 6 月 14 日（火）17 時 |
| (6) 事業者選定 | 令和 4 年 6 月中旬～下旬（予定） |
| (7) 契約締結 | 令和 4 年 6 月末（予定） |
| (8) 事業完了 | 令和 5 年 3 月 31 日（金） |

6. 応募手続き等に関する事項

(1) 参加申請手続き

- | | |
|--------|-----------------------------------------------------|
| ア 受付期間 | 令和 4 年 4 月 27 日（水）から令和 4 年 5 月 25 日（水）17 時まで |
| イ 提出方法 | 「参加表明（エントリー）兼質問票（様式 1 号）」に必要事項を記載し、e-mail にて提出すること。 |
| ウ 提出場所 | 問い合わせ先に同じ |

(2) 質問の受付

- | | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| ア 受付期間 | 令和 4 年 4 月 27 日（水）から令和 4 年 5 月 25 日（水）17 時まで |
| イ 提出方法 | 「参加表明（エントリー）兼質問票（様式 1 号）」に必要事項を記載し、e-mail にて提出すること。 |
| ウ 提出場所 | 問い合わせ先に同じ |
| エ 受け付けた質問については、応募者間の公平性を確保するため質問内容と回答内容をホームページにて、5 月 31 日（火）を目途に掲載する。なお、事実関係の確認など回答することで他の応募者が不利にならない事項については、この限りではない。 | |

(3) 企画提案書の提出

- | | |
|--------|----------------------------------------------|
| ア 受付期間 | 令和 4 年 4 月 27 日（水）から令和 4 年 6 月 14 日（火）17 時まで |
|--------|----------------------------------------------|

- イ 提出方法 e-mailにて提出すること。
- ウ 提出場所 問い合わせ先と同じ
- エ 提出書類 以下のとおり。
- ① 企画提案書（様式の定めはないが、下記の事項については必ず記載してください。）
- I 事業実施提案
- ・本事業実施に当たっての全体コンセプト
 - ・全体スケジュール案
 - ・事業実施体制
 - ・ネットワークの可能性（具体的な企業名、社数など）
- II 同種業務の実績
- ② 企業、団体等の概要がわかる資料（設立趣旨、事業内容）
- ③ 見積書及びその明細書（様式自由）
- ④ 法人登記簿謄本（又は登記事項全部証明書）
- ⑤ 納税証明書（国税及び地方税）
- ⑥ 誓約書（様式2号）

7. 選定に関する事項

(1) 選定基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

評価項目		審査の視点
本業務の実施方針(10%)	調達趣旨の理解	・仕様書で規定する神戸市が目指す方向性について十分理解した上で実施方針を立てている。
	実施方針の具体性	・実施方針と実施計画・体制、プロジェクト管理など具体的な提案と整合性が取れている。
類似業務の実績(10%)	類似実績	・他の自治体等で、類似した業務を行った実績がある。
本業務の実施計画・実施体制に対する評価(20%)	実施計画	・実現可能性の高い実施計画を策定している。
	従事者の実績	・従事するプロジェクトリーダー及び従事者が調査分析、起業支援や産業振興を行うことができる能力や裏付けとなる実績を備えている。
	連絡調整	・本市職員と綿密な連絡調整を行いながら、迅速に対応できる実施体制である。
プロジェクト管理・作業に対する評価(10%)	プロジェクト管理	・プロジェクトの進捗管理方法を具体的に記載しており、プロジェクトの進捗が遅れるリスクを予め想定し、それに対する対応策を検討している。
提案内容に対する評価(30%)	個別調査・ネットワーク構築	・市内企業への綿密な調査やネットワーク構築が期待できる。
	イベント実施・情報収集	・効果的な内容が期待できる。
	実施方法	・提案する実施方法等が神戸市の求める内容に適合している。
業務費用の評価(10%)	業務費用金額	・業務費用は業務内容に見合う適切な金額か。
地元加算(10%)		・神戸市内に本社または支社がある。

(2) 選定方法

ア 本企画提案の審査については、神戸市職員により評価を行い選定する。また、必要に応じてプレゼンテーションを実施する場合がある。

イ 契約に当たっては、業務委託予定者との協議により、契約内容や支払い方法等について決定する。なお、協議が整わない場合は、評点において企画提案の次点の評価を受けた事業者に変更する場合がある。

ウ 提案事業者が1社であった場合には、評点が6割以上であれば業務委託予定者

- とする。
- エ 採用決定の結果については、採否の如何を問わず応募を行った提案事業者に電話および書面にて連絡を行う。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。本市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の応募者の総得点を掲示する。

8. その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ すべての企画提案書は返却しない。
- エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- オ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- カ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- キ 参加表明（エントリー）後に辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出するものとする。

(2) 提出先、問い合わせ先

〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号（神戸市役所1号館12階）

神戸市企画調整局政策課 担当：宮川、大谷

電話 078-322-6427 FAX 078-322-6051

電子メールアドレス ocean@office.city.kobe.lg.jp